

内閣参質一七七第七六号

平成二十三年二月二十五日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員片山さつき君提出「外国漁船被害等救済マニュアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員片山さつき君提出「外国漁船被害等救済マニュアル」に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

お尋ねの「外国漁船被害等救済事業マニュアル」は、漁業協同組合等に対する補助事業として平成二十二年第一度補正予算に計上した外国漁船被害救済事業の実施主体の一つである伊良部漁業協同組合が、同事業として実施する外国漁船操業等調査のための組合員向けの文書として作成したものであり、同事業を所管する水産庁を含め、政府として、その存在を承知していなかったところである。同調査の実施に当たっては、漁業者の安全を確保し危険が及ばない方法で実施するよう、全ての事業実施主体に対して指導しており、御指摘の「フラッシュを焚いて写真撮影する」ことを政府として要請した事実はない。

三について

仮定の御質問にお答えすることは差し控えたいが、政府としては、外国漁船操業等調査の実施に当たっては、漁業者の安全を確保し危険が及ばない方法で実施するよう、今後とも引き続き、全ての事業実施主体に対して指導していくこととしている。

